

上告事件及び上告受理申立て事件の決定について

1 事件名

- (1) 上告提起事件(最高裁判所 平成30年(オ)第202号)
- (2) 上告受理申立て事件(最高裁判所 平成30年(受)第252号)

2 当事者

上告人兼申立人 中野区民
被上告人兼相手方 中野区

3 訴訟の経過

平成28年(2016年) 11月30日 東京地方裁判所に訴えの提起
平成29年(2017年) 6月29日 東京地方裁判所で棄却判決の言渡し
7月 3日 東京高等裁判所に控訴の提起
10月26日 東京高等裁判所で棄却判決の言渡し
11月10日 最高裁判所に上告の提起及び上告受理の申立て
平成30年(2018年) 3月22日 最高裁判所で上告棄却及び上告不受理の決定

4 事案の概要

本件は、平成21年に上告人兼申立人が自宅を建て替える際及び平成8年に訴外区民が自宅を建築する際に被上告人兼相手方が行った本件2項道路の道路中心線として判定した位置は誤っており、被上告人兼相手方が平成21年にはその誤った道路中心線の位置に基づき道路判定図を作成し、平成8年には当該道路中心線の位置に基づき道路判定図を通知した行政行為が違法であるなどと主張して、国家賠償法1条1項に基づき、736万円の損害賠償金等の支払を求めたものである。

上告人兼申立人は、第1審の判決では請求を棄却され、第2審の判決では控訴を棄却されたため、これを不服とし、最高裁判所に上告の提起及び上告受理の申立てをしたものである。

5 上告及び上告受理申立ての趣旨

(1) 上告の趣旨

原判決を破棄し、更に相当の裁判を求める。

(2) 上告受理申立ての趣旨

- ア 本件上告を受理する。
- イ 原判決を破棄し、更に相当の裁判を求める。

6 決定

(1) 主文

- ア 本件上告を棄却する。
- イ 本件を上告審として受理しない。
- ウ 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

(2) 理由

ア 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは民事訴訟法 3 1 2 条 1 項又は 2 項所定の場合に限られるところ、本件上告の理由は、理由の不備・食違いをいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

イ 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民事訴訟法 3 1 8 条 1 項により受理すべきものとは認められない。

※ 参考

(1) 第 1 審の判断の要旨

- ア 前訴（上告人兼申立人が、被上告人兼相手方に対し、平成 2 5 年に本件 2 項道路の幅員は 1. 8 メートル未満であるため、建築基準法 4 2 条 2 項に基づく道路指定の要件を欠いているとして、当該道路指定処分の不存在の確認を求めて提起した訴訟をいう。）においては、中野区長が、平成 8 年当時及び平成 2 1 年当時、職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と道路中心線を表示したと認め得るような事情も認められず、国家賠償法 1 条 1 項にいう違法があったとはいえないなどとして、原告の請求を棄却している。
- イ 本件訴えにおける原告の請求は、前訴における原告の請求と訴訟物が同じであり、当裁判所は、前訴の既判力に反する判断をすることは許されない。そうすると、被告が平成 8 年及び平成 2 1 年に本件道路の道路中心線を道路判定図に記載するなどして公にした行為に国家賠償法 1 条 1 項にいう違法があったということはできない。
- ウ 原告は、前訴は専ら建築基準法施行時に本件道路の道路幅員が 1. 8 メートル以上あったかどうかを議論したものであるなどと主張するが、前訴において、平成 8 年及び平成 2 1 年に本件道路の道路中心線を示す道路判定図を作成した際の中野区長の注意義務違反の有無が争われ、この点に対する裁判所の判断がされているのであるから、原告の上記主張は採用することができない。
- エ よって、原告の請求は、その余の点について判断するまでもなく、理由がないからこれを棄却する。

(2) 第 2 審の判断の要旨

当裁判所も、控訴人の請求は理由がないので棄却すべきものと判断する。その理由は、原判決を一部補正等するほかは、原判決に記載のとおりであるから、これを引用する。